

京都市告示第 687号

京都市公有財産及び物品条例第2条第2項及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第11条の規定に基づき、同細則第10条の規定により使用を許可する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第11条第1項の規定により本市が買い入れた土地に係る使用料の額を定めたので、告示します。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

1 農地

歴史的風土特別 保存地区の区分	使用目的	1平方メートル 当たりの使用料
全地区	水稲耕作	5.430円
	野菜栽培	5.430円

2 森林

歴史的風土特別 保存地区の区分	1平方メートル 当たりの使用料
嵯峨野歴史的風土 特別保存地区	0.779円
小倉山歴史的風土 特別保存地区	0.175円

(都市計画局都市景観部風致保全課)